

アパート・マンション等の賃貸収入がある人の確定申告(不動産所得)

確定申告 のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの所得について原則翌年2月16日から3月15日に申告します。

ココに注目!

口座振替依頼書の提出は申告書の提出期限までに!

初めて口座振替を利用するときは、申告書の提出期限(3/15)までに提出しないと、その年は口座振替納税を利用できません。

すでに口座振替を利用している人は、提出する必要はありません。

※転居等により所轄税務署が変更となる場合は、申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記載して提出することで、引き続き従来の口座からの振替が可能となります。



1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

アパート・マンション等の賃貸収入がある人



ココに注目!

書類を整理しておこう

申告間際にあわてないように領収書などの書類を整理しておきましょう。スムーズな申告につながります。

毎月 家賃収入を受け取る
↳ 1年分を申告

その都度 更新料・礼金(返還しないもの)などの受取を計上

家賃以外に受け取ったお金も賃貸収入に加えます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票を受け取る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。翌年1月になることもあります。

翌年

1月

2月

3月

4月

5月

還付申告の受付
1 / 1
最長5年間

1月

令和7年分
確定申告
期間
2月16日
~
3月16日

4月

翌年2月16日から3月15日に申告

2月16日と3月15日が土・日となる年は、それぞれ翌月曜日に変動します

年金受給者は源泉徴収票を受け取る

申告の準備をする

- 申告書入手する(1月から配布)
 - ・税務署でもらう
 - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンやスマートフォンを利用する
 - ・e-Taxまたは国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成するための利用環境を整える

申告書の提出 提出期限: 3/16

申告期限直前は混み合うので早めに次の方法で申告しましょう。

- 手書きの申告書を税務署に持参または郵送する
- 税務署に出向き、または自宅のパソコンやスマートフォンの「確定申告書等作成コーナー」で申告を作成し、次のいずれかの方法で提出する。
 - ・紙に出力して税務署に持参または郵送する
 - ・データを税務署に送信する

税金を現金で納付する 納付期限: 3/16

納付書が送られてくるわけではないので注意!
税務署、または金融機関にある納付書で納付します。

口座振替で納付する 書類提出期限(初回): 3/16 ➡ 口座振替: 4月中旬

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関に提出します。

インターネットバンキングやダイレクト納付などの「電子納税」の方法もあります

口座振替

口座振替を利用すれば、引き落とされるのは4月の中旬になりますので、納税までの時間に余裕ができます。振替日に口座残高が不足すると3月17日から延滞税が課されます。ご注意ください。

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる

- ・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月~2ヶ月以内
- ・電子申告は、データ送信から3週間以内に還付されます。

賃貸収入がある人の確定申告について

不動産の賃貸収入は不動産所得

アパートやマンションなどの不動産を人に貸して得た利益は、不動産所得になります。確定申告で納税するのは所得税です。住民税は6月以降に納めます(P.9参照)。不動産所得は、「白色申告」と青色申告特別控除が受けられる「青色申告」を選ぶことができます。

青色申告を選ぶ場合は、青色申告承認申請書にて、事前に届け出ておく必要があります(P.41知つ得コラム4「不動産所得の青色申告とは?」もご参照ください)。

不動産所得は必要経費を差し引いて計算

$$\text{不動産の総収入金額} - \text{必要経費} = \text{不動産所得}$$

【不動産の総収入金額とは】

- 貸付による賃料収入
- 礼金、権利金、更新料など
- 敷金や保証金のうち返還する必要のないもの
- 共益費や管理費などの名目で受け取る電気代、水道代、掃除代など



【必要経費として認められるもの】

租税公課	土地・建物にかかる不動産取得税や登録免許税、固定資産税、印紙税、事業税など
損害保険料	建物にかかる火災保険や地震保険などの損害保険料
修繕費	建物の修繕のために支払った金額
水道光熱費	共用部分の電気代、水道代など
減価償却費	建物の取得価額を耐用年数に応じて各年分に配分した金額
借入金利子	土地、賃貸住宅を購入するために借り入れた借入金の利子
地代家賃	土地を借りて建物を建てた場合に、その土地の地主に支払う地代
仲介手数料	不動産業者などへの賃貸契約の仲介手数料
広告宣伝費	賃貸住宅の入居者募集のための広告や宣伝費



赤字になつたら損益通算できる

不動産所得は、必要経費が家賃などの総収入金額を上回り赤字になつたら、給与所得や事業所得から赤字分を差し引くことができます。これを「損益通算」といいます。ただし、別荘などの貸付けによる赤字や、土地取得のための借入金の利子相当額は損益通算の対象外です。

事業的規模かどうかで必要経費の範囲が変わる

不動産所得についてその貸付が事業的規模かどうかにより必要経費の範囲や税務上の特典が変わります。

- | | |
|-------------------|--|
| ● 賃貸する部屋が概ね10部屋以上 | |
| ● 独立した家屋なら概ね5棟以上 | |
| ● 賃貸する部屋が概ね10部屋未満 | |
| ● 独立した家屋なら概ね5棟未満 | |

事業として扱われる

- ・家族や親族への給与を必要経費にできる
- ・建物を取り壊した場合、全額を必要経費にできる
- ・青色申告特別控除が最高65万円まで可能になる
(青色申告を行う場合 P.41知つ得コラム4参照)

※事業的規模についての詳細な判断は、税理士等専門家へご相談ください。

ココに注目!

借入金の返済は必要経費にはならない

金融機関からの借入金で購入した場合、元本返済は必要経費にはなりません。
利子は必要経費になります。

ココに注目!

敷金の返還しない部分は収入

敷金・保証金は貸付契約に応じて返す必要がない部分については、返す必要がなくなつた日に収入金額に計上します。
返還する部分は預り金として処理します。

★ 青色申告なら、青色申告決算書(不動産所得用)を使って申告します

白色申告なら収支内訳書(不動産所得用)を使います。申告に必要な用紙が異なりますので注意しましょう。

青色申告決算書(不動産所得用)

白色申告：収支内訳書(不動産所得用)

不動産所得の確定申告書の記入例

確定申告書の記入例

※氏名・詳細等はすべて架空のものです。

事例3 アパート賃貸経営をしている高田さんの確定申告

高田梅子さんは夫と二人暮らしです。公的年金を受け取っていますが、8部屋あるアパート1棟を所有し、賃貸収入があります。

この不動産所得については、毎年、青色申告をしています。

- 青色申告決算書(P.37)
- 確定申告書(P.38~)
- 確定申告書の作成順序：第二表→第一表の順で作成します。
- 公的年金等の源泉徴収票(P.37) ※提出は不要
- 生命保険料証明書



高田 梅子さん

【高田さんの収入等の詳細】

住所：〒188-0012 東京都西東京市南町〇一〇一〇 TEL：042-XXXX-XXXX
高田 梅子 昭和30年4月4日生（70歳）
(夫) 幸一 世帯主 不動産収入・公的年金収入あり

※年齢は令和7年12月31日のもの

▶収入に関する情報

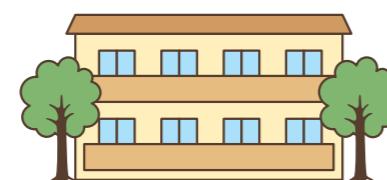
		[単位：円]
公的年金受給額（支払金額）	1,900,000	…① P.37 源泉徴収票参照
社会保険料の額	83,600	…② 社会保険料や源泉徴収税額については P.12「知つ得コラム2」参照
源泉徴収税額	12,000	…③

◎不動産収入

不動産収入金額	6,000,000	…④
必要経費の計	2,905,000	…⑤ P.37 青色申告決算書参照
青色申告特別控除額	100,000	…⑥
不動産の所得金額	2,995,000	…⑦

▶保険料の支払額の情報

旧生命保険料の支払額	100,000	…⑧ — P.38 申告書第二表へ
------------	---------	-------------------



▶高田さんの公的年金の源泉徴収票

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票										
支払を受ける者 (フリガナ)	東京都西東京市南町〇一〇一〇			生年月日	明治30年4月4日	大正昭和平成令和	4月4日			
区分	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額						
所得税法第203条の第1号・第4号適用分	11	900	千	000	円	312	千	000	円	
所得税法第203条の第2号・第5号適用分										
所得税法第203条の第3号・第6号適用分										
所得税法第203条の第7号適用分										
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	
特 別 障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他の人	内人	
						人	人	人	人	
						内	人	人	人	
									2,83,600	
源泉控除対象配偶者										
控除対象扶養親族										
16歳未満の扶養親族										
受給者交付用	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		
(摘要)	〔社会保険料の内訳〕介護保険料額 83,600円			区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分		
支 払 者	法 人 番 号	6	0	0	0	0	1	2	0	
	所 在 地	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号								
	名 称	官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長				電 話 番 号	03-XXXX-XXXX			

<青色申告決算書の記載例>

F A 3 2 0 0 ■									
令和〇7年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)									
住 所	東京都西東京市南町〇一〇一〇		フリガナ	タカダウメコ	事務所所在地				
職 業	不動産賃貸業		氏 名	高田梅子	依頼税理士等				
提出用 (令和二年分以降用)	電 話 番 号	042-XXX-XXXX		電話番号					
この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。									
1年間の賃料などの金額を転記する									
令和〇7年 分 益 計 算 書 (自〇1月〇1日至12月31日)									
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)						
提出用 (令和二年分以降用)	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費	必 要 経 費
取 入 金 額	① 580,000	② 200,000	③ 120,000	④ 460,000	⑤ 450,000	⑥ 105,000	⑦ 60,000	⑧ 120,000	⑨ 100,000
支 出 金 額	⑩ 600,000	⑪ 120,000	⑫ 100,000	⑬ 120,000	⑭ 120,000	⑮ 120,000	⑯ 120,000	⑰ 120,000	⑱ 120,000
差 引 金 額 (④-⑩)	460,000	20,000	20,000	240,000	230,000	85,000	60,000	80,000	80,000
青色申告特別控除前の所得金額 (⑩-⑪)	600,000	120,000	100,000	309,500	309,500	105,000	60,000	105,000	105,000
青色申告特別控除額 (6万円又は55万円又ははかなかの方の金額)	6,000,000	1,000,000	1,000,000	3,095,000	3,095,000	1,050,000	600,000	1,050,000	1,050,000
所得金額 (⑪-⑫)	5,400,000	980,000	980,000	2,995,000	2,995,000	950,000	550,000	950,000	950,000
不動産管理手数料	300,000			300,000					
●下の欄には、書かないでください。 ⑨ ⑩ ⑪									
●青色申告特別控除について、「決算の手続き」の青色申告特別控除の項を読んでください。									
(青色申告特別控除額は、賃貸のうち土地等を取得するために負担した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。)									

不動産所得の確定申告書の記入例

〈申告書の作成手順〉

►確定申告書 第二表

令和〇七 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

F A 2 3 0 5

住 所	東京都西東京市南町〇一〇一〇
フリ ナ 氏 名	タカダ ウメコ 高田 梅子

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の名稱及び法人番号又は所在地等	収 入 金 額	源泉徴収税額
雑(年金)	厚生労働省 千代田区霞が関1-2-2		1,900,000 円	12,000 円
	(49) 源泉徴収税額の合計額			12,000 円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差引 金 額
	円	円	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~24、35、40)

氏 名	個 人 番 号	統 柄	生 年 月 日	障 害 者	国外居住	特 別	住 宅	住 民 稅	その他
配偶者 昭平		●	●	●	●	●	●	●	●
昭平、令		●	●	●	●	●	●	●	●
昭平、令		●	●	●	●	●	●	●	●
昭平、令		●	●	●	●	●	●	●	●
昭平、令		●	●	●	●	●	●	●	●
昭平、令		●	●	●	●	●	●	●	●

○ 事業専従者に関する事項 (58)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	統 柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
		●	●	●	●
明大昭平		●	●	●	●

○ 住民税・事業税に関する事項

住 民 税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当額	株式等譲渡所得割控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	特別徴収	自分で納付	統 柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障 害 者	その他	幕辯・ひとり親
円	円	円	円	円	円	○	○	●	●	●	●	●	●

退職所得のある配偶者・親族の氏名 個 人 番 号 統 柄 生 年 月 日 退職所得を除く所得金額 障 害 者 その他 幕辯・ひとり親

事業 税	非課税所得など	番 号	所得 金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所 得	前年中の開業	開始 年月日	停止 年月日	他都道府県の事務所等
不動産所得から差し引いた額	●	100,000	●	●	●	●	●	●	●

上記の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所

のうち別居の者の氏名・住所

のうち別居の

給与、公的年金等以外の所得の
住民税を自分で納付する場合は選択
P9ココに注目! □

P-37青色申告決算書 6 より

住民税を自分で納付する場合は選

基礎控除（P.21 知つ得コラム3-E 参照）

不動産所得の確定申告書の記入例

〈青色申告承認申請書の記載例〉

(事前に申請書を提出します)

税務署受付印	1 0 9 0								
所得税の青色申告承認申請書									
納税地	(住所地) ○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 114 - 0024) 東京都北区西ヶ原〇-〇-〇 (TEL 03 - xxxx - xxxx)								
上記以外の住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - -) (TEL - - -)								
フリガナ	オオツカ マサル								
氏 名	大塚 勝								
生年月日	○大正 ○昭和 48 年 4 月 10 日生 ○平成 ○令和								
職業	会社員								
屋号									
令和 7 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。									
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに記載します。)									
名称	所在地								
名称	所在地								
2 所得の種類(該当する事項を選択してください。)									
○事業所得	・○不動産所得・○山林所得								
3 今までに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無									
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ)	年 月 日	(2) ○無							
4 本年 1 月 16 日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 令和 7 年 9 月 1 日									
5 相続による事業承継の有無									
(1) ○有	相続開始年月日	年 月 日	被相続人の氏名	(2) ○無					
6 その他参考事項									
(1) 記入方法(青色申告のための記入方法のうち、該当するものを選択してください。)									
○複式記入・○簡易記入・○その他()									
(2) 備付帳簿名(青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)									
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳(収入台帳) ○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他									
(3) その他									
開示税理士	TEL - - -)	税務署整理欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C		
		0							
		通信日付印の年月日	確認						
		年 月 日							

〈青色申告決算書の記載例〉

F A 3 2 0

令和 07 年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)

住 所	東京都北区西ヶ原〇-〇-〇	フリガナ	オオツカ マサル	事務所所在地	
職 業	会社員	電 話 号	大塚 勝	依頼税理士等(名称)	03-XXXX-XXXX
				郵便番号	

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 9 月 01 日 至 12 月 31 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
① 貸 貸 料	2000000	⑬ ローン保証料	15000
② 礼 金 ・ 権 利 金 料		⑭ 不動産管理手数料	100000
③		⑮	
計	4200000	⑯	
⑤ 租 稅 公 課	75000	⑦ そ の 他 の 経 費	50000
⑥ 損 害 保 険 料	180000	⑧ 費 計	52073808
⑦ 修 繕 費		⑨ 差 引 金 額 (④-⑧)	△73808
⑧ 減 償 債 却 費	388666	⑩ 専 徒 者 給 与	
⑨ 借 入 金 利 子	665142	⑪ 青色申告特別控除前の所得金額	△73808
⑩ 地 代 家 貸		⑫ 青色申告特別控除額(※)(△73808)	0
⑪ 給 料 貸 金		⑬ 所 得 金 額 (⑪-⑫)	6 △73808
⑫ 不動産登記費用	600000	⑭ 土地等を取得するために要した負債の利子の額	461904

●下の欄には、書かないでください。
⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

- 1 -

知つ得
コラム
5

青色申告決算書の作成手順

初年度は特に注意!



1.事前に青色申告承認申請書(P.42)を提出します。

2.青色申告決算書(不動産所得用)を作成します。

3.①賃貸料から⑫所得額まで該当する欄を記入します。

貸付初年度は、特に次の科目的計算に注意が必要です。大塚さんの例でみてみましょう。

(決算書作成注意事項)

⑧減価償却費

取得費 $22,000,000 \times \text{償却率} (\text{※}) 0.053 \times 4 / 12 \text{ヶ月} = 388,666 \text{円}$

建物の取得費(売買契約書から消費税10%を含む) 22,000,000円

中古資産の耐用年数:19年 [本来の耐用年数:27年(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下であるため)
本来の耐用年数27年 - (経過年数10年 × 0.8) = 中古資産の耐用年数:19年]

償却率(定額法):0.053 (※) 傷却率については税務署または国税庁ホームページでご確認ください。

⑨借入金利子:返済額(元利均等)のうち利息部分

⑫不動産登記費用:賃貸アパートの所有権移転登記費用

⑬ローン保証料(返済期間20年分一括払い)

ローンを組んだ時に支払ったローン保証料900,000円のうち令和7年分に相当する額

 $900,000 \times 4 / 240 \text{ヶ月} = 15,000 \text{円}$

★土地等を取得するために要した負債の利子の額(借入金で土地・建物を取得した場合は按分する) 461,904円

〔⑨借入金利子 665,142円 × 土地部分 50,000,000円 / 全体 72,000,000円 = 461,904円〕

不動産所得の赤字の額が負債の利子の額より少ない場合は損益通算の対象にはなりません(73,808円 < 461,904円)。

上記決算書の⑫欄が赤字の方で「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合には、申告書第一表③の欄に記入する金額の頭に④と表示してください[④ 0円]。

不動産所得の確定申告書の記入例

〈申告書の作成手順〉

►確定申告書 第二表

令和〇七 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

F A 2 3 0 5

住 所 号	東京都北区西ヶ原〇-〇-〇
フリ ナミ	オツカ マサル 大塚 勝

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の名称及び[法人番号又は所在地]等	収 入 金 額	源 泉 徹 収 税 額
給与	(株)池袋商会	12,150,000	円	1,185,600

(49) 源泉徴収税額の合計額 1,185,600 円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑪)

所得の種類	収 入 金 額	必 要 経 費 等	差 引 金 額
	円	円	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (⑫～⑯、㉓、㉕、㉗)

氏 名	個 人 番 号
	□□□□□□□□□□
大塚 豊一	●●●●●●●●●●●●
	□□□□□□□□□□
	□□□□□□□□□□
	□□□□□□□□□□
	□□□□□□□□□□

○ 事業専従者に関する事項 (㉘)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	統 柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除額)
	□□□□□□□□□□	明・大昭・平	・	・	円
	□□□□□□□□□□	明・大昭・平	16.6.10	年齢	円
	□□□□□□□□□□	明・大昭・平	・	・	円

○ 住民税・事業税に関する事項

住 民 税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の控除方法	都道府県、市区町村への支拂い	共同募金、年赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	円	円	円	円

事業税	非課税所得など	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			事業用資産の譲渡損失など	他都道府県の事務所等	○

上記の配偶者・親族・事業専従者の氏名	住 所	國 外	所得税で控除対象配偶者などとした専従者氏名	給 手	二連番号
のうち別居の者の氏名・住所					

整 理	補 積	申告区分	申告書年月日	管 理	区 分
概要欄	申告書年月日	年 月 日	所得額	申告書年月日	年 月 日

保 険 料 等 の 種 類	支 払 保 険 料 等 の 計	う ち 年 末 調 整 等 以 外		
(13)(14) 社会保険料控除	円	円		
(15) 生命保険料控除	円	円		
(16) 地震保険料控除	円	円		
(17) 長期損害保険料控除	円	円		
本人に関する事項	寡婦	配偶学生	障害者	特別障害者
(17) (2) 雜控除に関する事項(㉗)	死別 □ 生死不明 □ 結婚 □ 未帰還	年調以外かつ専修学校等		
寄附金控除に関する事項(㉙)	寄附先の名稱等	寄附金		
特例適用条文等				
○ 寄附金控除に関する事項(㉙)	寄附先の名稱等	寄附金		
○ 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などを申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼つてください。				

P.41 源泉徴収票から支払金額①、源泉徴収税額③を転記する

P.45 第一表の(49)へ

P.43 知つ得コラム5
参照)

41 源泉徴収票
から給与所得控除
後の金額□を転記
する

申告する人の個人番号
(マイナンバー)を記入

明治：1 大正：2
昭和：3 平成：4

税額を計算・記入する		(32)(31)対応分)の総合課税の税額計算		
(31)の額	(32)の税額	税率		
195万円以下	(31)の額 × 5%	5%		
195万円超 330万円以下	(31)の額 × 10%	10%	- 97,500円	
330万円超 695万円以下	(31)の額 × 20%	20%	- 427,500円	
695万円超 900万円以下	(31)の額 × 23%	23%	- 636,000円	
900万円超 1,800万円以下	(31)の額 × 33%	33%	- 1,536,000円	
1,800万円超 4,000万円以下	(31)の額 × 40%	40%	- 2,796,000円	
4,000万円超	(31)の額 × 45%	45%	- 4,796,000円	

1,000円未満は
切り捨て

43青色申告決算書**④**の収入金額を記述する

244 第二表の所得 の内訳から転記する

P.43 知つ得コラム5
〈参考〉

P.44 第二表④から
転記する

の記入を
100円未満の
場合「0」

納める税金も
戻る税金もない

会社員等で、年末調整を受けた所得控除額に変更がない場合は
④.41 源泉徴収票から所得控除の額の合計額②を転記する
（所得控除額に一つでも変更があった場合は⑬～⑯をすべて記入する）